



Title	複文を構成する周辺的形式：順接の条件づけを中心に
Author(s)	佐野, 裕子
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/54304
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	佐 野 裕 子
博士の専攻分野の名称	博士（言語文化学）
学 位 記 番 号	第 24060 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 22 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学 位 論 文 名	複文を構成する周辺的形成—順接の条件づけを中心に—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教授 仁田 義雄 (副査) 教授 小矢野哲夫 教授 鈴木 蘭 教授 三原 健一 准教授 筒井 佐代

論文内容の要旨

従来は、前田(2009)等の複文研究において、文法的意味「継起」は「条件」の下位に位置づけられていたが、「条件」とは独立して複文体系に設定すべきである。すなわち、継起的事態とは事実的事態であり、「継起」はその前提となる事実性を仲介として、条件形式や原因・理由形式のように因果関係を表す形式と、状況形式のように因果関係を表さない形式の接点となる。このことは、仮定性と事実性が対立的な性質ではなく、連続的なものであることを示唆する。こうした前提を踏まえ、順接の条件づけを表す、複文を構成する周辺的な形式について、述語類型・事態類型や意味・用法の記述だけでなく、従来の周辺的形式では用いられなかった論理学的手法や、複文体系を構成する基本形式との比較により、その文法的特徴を明らかにした。

「にあたって」・「に際して」は、同時性を表す形式であり、「状況」を表す形式に位置付けられる。両者の相違としては、「に際して」は「にあたって」とは異なり、イベント名詞・現象名詞による句を構成することが可能であるほか、後件には自己制御性を伴わない偶発的な動作を示すこと、よって「にあたって」は目的形式に、「に際して」は時間形式に近いという性質を有することがあげられる。一方、両形式ともに事態の既定性をも表しうるため、法則等の一般的な事態を表すことは可能だが、「時間」を表す基本形式トキとは異なり、典型的な未実現事態を表すことは不可能であるため、対偶は形成しえない。したがって、「状況」を表す形式とは、事態類型に制限を持たないという点で類似しているその一方で、既定性を表すという点から、事態の成立の確度が高いため、論理文を表す形式(特に原因・理由形式)に近い側面も有する。

同時用法の「上で」は、継起用法との対立を前提とした文法的特徴を有する。すなわち、上記の「にあたって」「に際して」と同様に、「状況」を表す形式であり、当該形式は既定性を表すため、成立の真偽が不明な未実現事態は表さない。また述語・事態類型に基づき、一般的な事態は表せてても、対偶は形成しない。さらに、当該形式は同時性を表すだけでなく、前件成立が後件に依存している。また、いわゆる「目的」の「ため(二)」とは、前件は「終了限界達成前」であるという共通性をもつため、両形式の変換が可能になる。さらに、後件における「命令」<意志>の表現は、後件の必要性や妥当性が明示されれば、当該形式と「ため(二)」の両者ともに容認されうる。

「場合」は、条件形式に位置付けられる形式であり、仮定的事態や一般的な事態を表す。その際、前者を表す場合、レバ・トとは交換可能だが、ナラとは不可能である。その一方で、前件の動作性や前件・後件のモダリティ形式に制限がないことや、名詞への接続が可能である点はナラに類似している。

しかし、談話や先行文脈の引き継ぎは不可能である。また複数の事態を並列していれば反事実条件文を表せるだけでなく、対偶の成立も可能である。「場合」は一回的な実現済み事態は表せないが、前件述語の形態やアスペクト性の特徴、ならびに当該形式が同時性を表すことから、トキと同様の特徴を備えているため、時間形式に類する性質も有する。また、「場合」は<例示>というテキスト的機能を有し、その機能は本稿で取り上げた接続助辞用法以外の用法でも示される。

「限り」は、<時間>を表す形式ではなく、因果関係を構成する形式である。用法は、因果関係を表す用法と非条件用法に大別される。前者は条件用法と原因・理由用法が該当する。非条件用法は、認識の成立を表す継起用法に相当する。用法の弁別においては、前件の事実性、述語類型、アスペクト性が関係する。特に、アスペクト性については、終了限界達成前か否かが重要な要素となり、前者の場合は条件用法、後者の場合は原因・理由用法と継起用法になる。条件用法の場合、対偶や誘導推論(反事実条件)を構成することは可能である。また、その前件は、必ず先行文脈で示される内容(事実)を踏まえなければ容認されないため、仮定副詞は共起不可能であるほか、後件が成立する期間・範囲を積極的に示す。原因・理由用法では、誘導推論が形成されないため厳密な因果性を表さないが、事態類型やアスペクト性から広義の因果性を表す用法に含める。継起用法は、条件形式で示される「発見」の用法に相当する。その際、後件で示される認識の成立に対して、前件が他の認識を成立しうることを含意する。また、<程度>を表す形式名詞用法と連続的な側面が見られ、形式名詞用法に傾けば前件はスル、継起用法に傾けばシタの形態を取る。

「以上」は、バ・タラ等の継起・条件形式、「場合」のような同時・条件形式、原因・理由形式との変換が可能である。しかし、当該形式は、前件と後件の間の時間的前後関係や因果性の強弱に関係なく、順接関係を示す。そのため、対偶や誘導推論を成立せず、厳密には<状況>を表す形式である。しかし、前件の事実性は、原因・理由形式のカラ・ノデよりも厳然としており、前件の成立の確度は高く、その実現は真である。さらに、テキストにおいても、先行文脈の内容を受け継いで、後続文脈で提示される事態成立における前提を示す。こうした特徴から、「以上」は原因・理由形式に準じる、メタ的な<原因・理由>を表す形式として捉えられる。

<原因・理由>の「ため(二)」は、誘導推論が成立可能であるため、狭義の因果関係を構成する形式である。事態類型については、以下の特徴が明らかとなった。原則的に前件については、後件と同一動作主による制御可能動作は<目的>、それ以外の事態は<原因・理由>を表し、従来の指摘通りである。だが、前件が移動動作である場合はこの限りではなく、両義的になる。また、名詞句を当該形式が構成する際にも上記の原則は守られるが、名詞句から解釈可能なイベントによっては両義的となる。次に、モダリティ形式の共起については、前件内では命題事態の成立に対する妥当性や可能性を表す形式は共起可能であり、<願望>のタイについては、タイ／タカッタの形態の相違が、事態類型の決定要因となる。また、後件には、従来の指摘とは異なり、ムード形態や<働きかけ>のモダリティ形式、<推量>のモダリティ形式や<説明>のモダリティ形式が共起可能である。さらに、用法については、<判断の根拠>の用法が存在することが明らかとなった。しかし、この用法では、推論を経た根拠は表すことは不可能であり、前件は厳密な事実でなければならない。最後に、焦点化については、用法により助辞ニやハの付加の許容度は異なる。しかし、後件が発話時以前の事態を表す場合は、前件と後件との既定性の有無は中和され、結果として文法的意味の相違、つまり用法の相違も解消される。したがって、事態類型などを考慮すれば、「ため(二)」の<目的>は、<原因・理由>と対立する用法ではなく、<原因・理由>の特殊な下位タイプである。

また、本稿で扱った形式に関する考察から、事態の特定、ならびに事態の提示に関する益岡(1995)の指摘が、妥当なものであることが示された。すなわち、「場合」、<目的>の「ため(二)」では、助辞ニの付加によって事態成立の条件あるいは目的がそれぞれ特定された。一方、<目的>の「ため(二)」、「にあたって」・「に際して」、「上で」、「以上」、「限り」については、以下の通りであった。すなわち、助辞ハの付加により、先行文脈を踏まえた事態成立の状況や条件、原因・理由を提示する。そうした助辞の付加は、先行文脈の要請だけでなく、述語類型や事態類型にも基づくものであることが明らかとなった。また、文法的意味の明示や変更においても、助辞ハの付加はなされる。

前田(2009)の提案した誘導推論や対偶の成立は、狭義の因果関係を表すか否かの判定には、有効であったと評価できる。しかし、同時に誘導推論や対偶は、本稿が扱った形式を、<状況>に過度に含める要因ともなっている。しかし、事実性を前提とする<継起>を文法的意味に設定することによっ

て、因果関係を表す形式とそうではない形式との連続性、ならびに仮定性と事実性との連続性も捉えることが可能になった。その結果、広義の因果関係を表す形式も、運用論的観点と文法的特徴によって、因果関係を表す形式に準ずる形式として複文体系に位置付けられることを本稿は指摘した。それは同時に、<継起>の位置付けと複文体系の修正、さらには複文研究における形式記述の新たな手法を提示することを意味している。また、本稿で扱った形式は「論理的な表現」を構成すると指摘されている。こうした形式を使用することで、事態間の因果関係の程度性を適切に示し、より説得力のある論理的な文章を構成することが可能となることを本稿は明らかにした。

論文審査の結果の要旨

『複文を構成する周辺的形式—順接の条件づけを中心に』と題された本博士論文は、主節に対して、順接の条件づけという意味関係を表す従属節を形成しうる、従来いわゆる複合辞として扱われてきた、周辺的・派生形式の文法的特徴を考察・解明することを目指したものである。

考察の対象となっている周辺的な形式は、「にあたって」「に際して」、同時用法を表す「上で」、「場合」「限り」「以上」、原因・理由を表す「ため(二)」である。それら個々の形式に対して、その使用条件、たとえばどのようなタイプの述語を取るか、後続する節のムード形式の制限のありよう、事態の既定性・事実性のあり方、付加する助辞のありよう、他の関連形式との異なり・似かよいなどへの分析・記述などが丹念に行われている。

そして、<契機>という関係を示す時、先行する節と後続する節に存在する事実性を、正確に認識し位置づけることによって、因果性を表す形式とそうではない形式との連続性、仮定性と事実性の連続性を捉えることを可能とし、周辺形式を取り込む形で複文体系の修正に成功している。

従来の複合辞の研究が個別的・辞書的記述のようなものであったのに比して、本論文では、考察対象にした諸形式に対して、意味的・用法的共通性を取り出し、なるだけ辞書的記述のような個別的な分析・記述にならないように、出来るだけ体系的・組織的に考察を行おうとしたものである。

本論文の評価すべき第一の点は、分析・記述の精度の高さ・きめの細かさ・包括性である。本論文では、そのための基本的要件である多様な実例の採取に努めている。多様で多量の用例が様々なテキストから取り出され、分析・記述のために用いられている。用例採集の対象としたテキストは、基本形式では表せない意味を表す周辺的派生形式ということを受け、学術的な文章に近い新書・会話文や地の文などを含む小説だけでなく、官公庁の白書や国会議録・法令などをも含む多様なものになっている。多様で多量の用例に基づく分析・記述は、まずそのことによって、一定以上の精度・包括性を保障されたものとなりうる。事実本論文はそのようなものになっている。

分析・記述のきめの細かさを作っている点として、本論文が直接考察対象としている形式だけでなく、関連する隣接形式との比較・対照を行なながら分析・記述を進めている、ということが挙げられる。たとえば、「にあたって」「に際して」さらに「上で」の分析・記述では、「ため(二)」や「とき」との比較が行われている。

精度の高さを示す一つの具体例として、先行研究での考察の不備を数々指摘している点が挙げられる。たとえば、「に際して」が前に動詞句を取らない、とする代表的な先行研究での指摘に対して、「演技を指導するに際して、つぎの三つのタイプがみとめられる」という実例を引き、その不備を指摘し、「場合」が反事実条件文を形成しないとする従来の説に対して、稀ではあるが、反事実条件文を形成することのあることを指摘している。また、「以上」が先行する節にモダリティ形式を共起させないとする先行研究での指摘に対して、「例の迷子がここに来たかもしれない以上、念入りに捜査する必要がある」や「裸でいる訳にはいかない以上何か着なければならない」のような例を指摘している。

さらに評価すべき点の一つは、本論文の考察の中心は、複文を形成する周辺的・派生的な形式の意味・用法であるが、複文に関わるものであることということで、複文研究そのものやその周

辺的な領域への研究に対しても十分目配りをしながら、考察対象として取り上げた当該形式の分析・記述を行っていることである。そのため複文研究の一つの準拠枠・参照すべきものとして位置づけられることの少なくない先行研究の有している問題点を的確に指摘し、それを克服した立場で分析・記述を行っている。

そして、従来の辞書的分析・記述を批判して、「文法体系は基本形式にのみによって構成されているのではない、周辺形式を考察することで、文法体系を構成する文法的意味の組織とマトリックスがさらに十全に捉えられ埋められていく、周辺形式への考察は、当該の文法的意味・文法体系の再検討・修正につながる」という姿勢のもと、基本形式との比較を踏まえた上で、周辺的・派生的形式の分析・記述が行われている。正しい姿勢・問題意識であると評価できよう。

先行研究を十分にそして正しく踏まえ自らの研究を進めていくというのは、当然と言えば当然であるが、本論文ではそれが十分実行されている。それぞれの形式の意味・用法を分析・記述するにあたっては、当該形式を扱った先行研究が広く求められ、それらを丹念・正確に批判的に検討し、自らの分析・立論を行っている。

本論文では、従来の研究のような個別的な分析・記述にならないように、出来るだけ体系的・組織的な考察を行おうとしているが、考察対象の性格上、未だ幾分個別的な分析・記述の側面が残っている。

しかしながら、上記のような問題点が存するにしても、本研究の目的は十分達せられており、今後に残された問題が存することは、研究の宿命であり、本論文の価値を損なうほどのものではない。

これらのことと総合的に判断し、本審査委員会は、本論文が博士（言語文化学）の学位を与えるにふさわしい論文であると判断した。